

# 当医院からのご案内

※当医院は、以下施設基準等に適合している旨、  
厚生労働省地方厚生局に届出を行っています。

① 明細書発行体制加算（レセプト電子請求を行っている医療機関）

明細書を無料で発行しています。なお、必要のない場合は申し出てください。

② 初診料(歯科)の注1に規定する基準

歯科外来診療における院内感染防止対策に十分な体制の整備、十分な機器を有し、研修を受けた常勤の歯科医師及びスタッフがおります。

③ 歯科技工1・2

院内に歯科技工士がいますので、迅速に義歯（入れ歯）の修理が出来ます。

④ 歯科技工士との連携 1

患者さまの補綴物製作に際し、歯科技工士との連携体制を確保しています

⑤ クラウン・ブリッジの維持管理

装着した冠やブリッジについて2年間の維持管理を行っています。

⑥ 歯科外来感染対策

定期的に研修会などを受講し、院内感染防止対策に取り組んでいます。消毒・滅菌処理を確実に実施しています。

⑦ CAD/CAM 冠及び CAD/CAM インレー

CAD/CAM と呼ばれるコンピュータ支援設計・製造ユニットを用いて製作された冠やインレー（かぶせ物、詰め物）を用いて治療を行っています。

⑧ 有床義歯咀嚼機能検査1のロ及び咀嚼能力検査

入れ歯をつけたときにかみ合わせが適合するかを検査する機器を設置しています。それによって効果的に入れ歯を調整します。

当院に咀嚼能率測定用のグルコース分析装置を備えています。

⑨ 歯科外来・在宅ベースアップ評価料

職員の賃金の改善を行い、働きやすい職場の環境づくりに努めています。

⑩ 歯科技工所ベースアップ支援料

当院は、歯科技工所における職員の処遇改善や賃上げに資する取組を支援し、良質な歯科技工物を安定して提供する体制の維持に努めています。

高田歯科医院 管理者（院長）：高田 繁樹

## 電子的診療情報連携体制整備加算に関する掲示

当院では、診療情報を取得・活用することにより、質の高い医療の提供に努めており、医療 DX 推進のために以下の取り組みを行っております。

令和 8 年 6 月の診療報酬改定に伴う、電子的診療情報連携体制整備加算について以下の通りお知らせいたします。

- ① オンライン請求を行っております。
- ② 診療報酬明細書が無償で交付しております。
- ③ オンライン資格確認を行う体制を有しています。
- ④ 医師が、オンライン資格確認を利用して取得した診療情報を、診察室又は処置室において、閲覧又は活用できる体制を有しています。
- ⑤ マイナンバーカードの健康保険証利用の使用に関して、一定の実績（30%以上）を有しています。
- ⑥ マイナポータルの医療情報に基づき、患者さまからの健康管理に係る相談に応じる体制を有しています。
- ⑦ 明細書発行に関する事項、医療 DX 推進の体制に関する事項及び、質の高い診療を実施する為の十分な情報を取得・活用して診療を行うことについて、院内の見やすい場所及びホームページ上に掲示しております。

上記の体制によって、初診時・再診時に電子的診療情報連携体制整備加算を算定しております。ご理解のほど、よろしくお願い申し上げます。